

平成21年11月臨時会

# 議案説明資料

教育委員会

## 【予算関係以外】

## ( 議案 )

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	教育総務課	1

## ( 報告 )

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成20年度鳥取県継続費精算報告書について	教育環境課 博物館課 体育保健課	2~3
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成21年10月22日専決)	人権教育課	4
第3号	長期継続契約の締結状況について	教育総務課	5

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 一般職の職員に準じ、知事等の給与等の改定を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正 ア 知事、副知事及び常勤の監査委員の給料月額等を次のとおり改定する。     (ア) 給料月額を3パーセント引き下げる。     (イ) 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を0.16月分引き下げる。     (ウ) 平成22年度以降に支給される期末手当の支給割合を年0.16月分引き下げる。 イ アに掲げる者以外の特別職の職員（附属機関の委員等を除く。）の報酬を3パーセント引き下げる。 (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 ア 給料月額を73万9,000円（現行 76万2,000円）の範囲内とする。 イ 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を0.16月分引き下げる。 ウ 平成22年度以降に支給される期末手当の支給割合を年0.16月分引き下げる。</p> <p>3 施行期日 ア 平成21年12月に支給される期末手当の引き下げ     平成21年12月1日 イ 上記以外     平成22年1月1日</p>

平成20年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	金 按				計 画				実 績				比 較							
				左の財源内訳		左の財源内訳		支出額	左の財源内訳		左の財源内訳		年割額と 支出済額 の差	左の財源		左の財源							
				国庫支出金	特定地方債	地方債	その他		一般財源	国庫支出金	特定地方債	地方債		その他	国庫支出金	特定地方債	地方債	その他					
10 教育費	1 教育総務費	鳥取県立高等学校等 学舎構築費 鳥取工業高等学校 校舎耐震改修・事務費 鳥取県立高等学校 学舎耐震改修・事務費 鳥取県立高等学校 学舎耐震改修・事務費	19	1,921,000	1,000,000	921,000	1,921,000	1,000,000	921,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	921,000				
			20	61,250,000	47,000,000	10,000,000	4,250,000	56,288,450	31,000,000	23,000,000	2,288,450	4,981,550	16,000,000	13,000,000	1,981,550								
			計	63,171,000	48,000,000	10,000,000	5,171,000	56,288,450	31,000,000	23,000,000	2,288,450	6,902,550	17,000,000	13,000,000	2,902,550								
			19	1,299,000			1,299,000					1,299,000										1,299,000	
			20	108,477,000	78,000,000	20,000,000	10,477,000	89,321,400	71,000,000	16,000,000	2,321,400	19,155,600	7,000,000	4,000,000	8,155,600								
			計	109,776,000	78,000,000	20,000,000	11,776,000	89,321,400	71,000,000	16,000,000	2,321,400	20,454,600	7,000,000	4,000,000	9,454,600								
			18	13,377,000			13,377,000	4,200,000				4,200,000											9,177,000
			19	109,710,000	32,913,000	76,000,000	797,000	97,881,210	26,662,000	62,000,000	9,219,210	11,828,790	6,251,000	14,000,000	8,422,210								
			20	10,018,000	7,000,000	3,018,000	3,018,000	19,363,050	16,000,000		3,363,050	9,345,050		9,000,000	345,050								
			計	133,105,000	32,913,000	83,000,000	17,192,000	121,444,260	26,662,000	78,000,000	16,782,260	11,660,740	6,251,000	5,000,000	409,740								

平成20年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	金 体 計 画 内 取 扱				支出済額	英 績 内 取 扱				比 較							
				左の財源		左の財源			年額と支出済額の差	特定財源		特定財源		国庫支出金	地方債	その他	一般財源			
				国庫支出金	地方債	国庫支出金	地方債			国庫支出金	地方債	国庫支出金	地方債							
10 教育費		省立高等学校体育館整備費	18	10,085,000	3,000,000	7,085,000	5,498,850							5,498,850	4,586,150	3,000,000			1,586,150	
			19	336,717,000	336,000,000	717,000	155,211,570			132,200,000					23,011,570	181,505,430	203,800,000			△ 22,294,570
			20	198,471,000	186,000,000	12,471,000	242,277,270			218,000,000					24,277,270	△ 48,806,270	△ 32,000,000			△ 11,806,270
			計	545,273,000	525,000,000	20,273,000	402,987,690			350,200,000					52,787,690	142,285,310	174,800,000			△ 32,514,690
			19	15,831,000		15,831,000	968,000								968,000	14,863,000				14,863,000
6 社会教育費		山陰海岸学習館整備費	20	3,487,000		3,487,000	14,273,700							14,273,700	△ 10,786,700				△ 10,786,700	
			計	19,318,000		19,318,000	15,241,700							15,241,700	4,076,300				4,076,300	
			19	5,490,000		5,490,000									5,490,000				5,490,000	
			20	3,459,000		3,459,000	8,873,550								8,873,550	△ 5,414,550				△ 5,414,550
			計	8,949,000		8,949,000	8,873,550								8,873,550	75,450				75,450
7 保健体育費		吉体修養文化	19	285,967,000	69,721,000	47,246,000	126,315,500			40,575,000				2,740,500	159,651,500	29,146,000			44,505,500	
			20	31,689,000	2,185,000	3,504,000	103,042,616			14,884,000					56,188,616	△ 12,699,000	△ 6,000,000		△ 52,654,616	
			計	317,656,000	71,906,000	50,750,000	229,358,116			55,459,000					58,899,116	88,297,884	30,000,000		△ 8,149,116	

件名	議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成21年10月22日専決)		
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還金の滞納者(借受者及び連帯保証人)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (米子簡易裁判所平成21年(ハ)第1267号及び第1268号貸付金請求事件) (2) 訴訟の過程において米子簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。		
由及び概要	2 概要 (1) 和解の要旨		
	区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要
	相手方	南部町内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左
	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。
	額	未返還金全額	同左
	返還方法	一括返還	① 相手方は、1,228,790円(内訳 育英奨学資金の未返還額938,400円、延滞金277,440円、支払督促申立手続費用7,950円、及び追納手数料5,000円)を平成21年10月から全額返還するまでの間、毎月月末までに20,000円ずつ(最終支払月にあつては8,790円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、40,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
	(2) 和解の理由 次の理由から、米子簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。		

長期継続契約の締結状況について

報告第3号

部局名 教育委員会

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額	円	契約期間	設置場所等
1	西部教育局	物品	デジタル印刷機	1式	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	14,500		平成21年10月1日 ～平成22年9月30日	鳥取県教育委員会 事務局西部教育局